

教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第四百七十七号）**（定義）**

第二条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。

3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。

4 この法律で「自立教科等」とは、理療（あん摩、マッサージ、指圧等に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。）、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動（以下「自立活動」という。）をいう。

5 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域をいう。

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。
- 3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 4 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 の定めるところによる。

（免許状を要しない非常勤の講師）

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

- 一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項
- 二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 三 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 四 中等教育学校における前二号に掲げる事項
- 五 特別支援学校（幼稚部を除く。）における第一号から第三号までに掲げる事項及び自立教科等の領域の一部に係る事項
- 六 教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

- 2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。

第二章 免許状

（種類）

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

- 2 普通免許状は、学校（中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一

種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

- 3 特別免許状は、学校(幼稚園、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状とする。
- 4 臨時免許状は、学校(中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。
- 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。
 - 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。))を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教
 - 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教
- 6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。
 - 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育
 - 二 中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科
 - 三 高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部科学省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科

第四条の二 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

- 2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。
- 3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
 - 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
 - 三 成年被後見人又は被保佐人
 - 四 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - 七 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。
- 3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- 5 第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

- 一 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者
 - 二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者
- 7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（授与の場合の原簿記入等）

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

- 2 前項の原簿は、その免許状を授与した授与権者において作製し、保存しなければならない。
- 3 第五条の二第三項の規定により免許状に新教育領域を追加して定めた授与権者は、その旨を第一項の原簿に記入しなければならない。

【主に新免許状に関する規定】

（効力）

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。）において効力を有する。

- 2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。
- 3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。
- 4 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状（免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。
- 5 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

(有効期間の更新及び延長)

第九條の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

- 2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。
- 4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。
- 6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(免許状更新講習)

第九條の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

- 一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること。
- 二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者
 - ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者
- 三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。
- 四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

- 2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の時間は、三十時間以上とする。
- 3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。
 - 一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者
 - 二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者
- 4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けないことができる。
- 5 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（有効期間の更新又は延長の場合の通知等）

第九条の四 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（免許管理者を除く。）に通知しなければならない。

- 2 免許状の有効期間を更新し、若しくは延長したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

（二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務）

第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師についてはその有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

第三章 免許状の失効及び取上げ

（失効）

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。
 - 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - 三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項 各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号 又は第三号 に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

（取上げ）

第十一条 国立学校又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 一 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項 各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号 又は第三号 に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- 二 地方公務員法第二十九条の二第一項 各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号 又は第三号 に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
- 3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。
- 4 前三項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。
- 5 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

（失効等の場合の公告等）

第十三条 免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

- 2 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

(通知)

第十四条 所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

- 一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。
- 二 第十条第一項第二号又は第三号に該当するとき（懲戒免職又は分限免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。
- 三 第十一条第一項又は第二項に該当する事実があると思料するとき（同項第二号に規定する免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。

第二十二条 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（幼保連携型認定こども園の教員を除く。次項において同じ。）に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 2 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず教育職員となつた者も、前項と同様とする。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条第二項（第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

【旧免許状に関する規定】

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九八号） 抄

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号）の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与さ

れたものを含む。)には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、新法第五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

- 2 旧免許状所持者であつて、新法第二条第一項に規定する教育職員（第七項において単に「教育職員」という。）その他文部科学省令で定める教育の職にある者（以下「旧免許状所持現職教員」という。）は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習（新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことについての免許管理者（新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。）による確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けなければならない。
- 3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - 一 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内でその者の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を経過していない旧免許状所持者（次号に掲げる者を除く。） 当該末日
 - 二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
 - 三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 その後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
- 4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限（以下この条において単に「修了確認期限」という。）までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。
- 5 旧免許状所持現職教員（知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。）が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。

- 6 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。
- 7 旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。
- 8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行ったとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（新法第二条第三項に規定する所轄庁をいい、免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。）に通知しなければならない。
- 9 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第五項の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。）は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければならない。
- 10 更新講習修了確認及び第三項第三号に規定する免許管理者による確認並びに修了確認期限の延期に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第三条 免許状更新講習を行う者は、更新講習修了確認又は前条第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けようとする者から請求があったときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

- 2 前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四条 附則第二条第六項の規定に違反して免許状を返納しなかった者は、十万円以下の過料に処する。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第十条及び第十一条に規定する免許状の失効及び取上げに係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、附則第二条に規定する旧免許状所持現職教員の免許状更新講習

習に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号）

【新免許状に関する規定】

第七章の二 免許状の有効期間の更新及び延長

第六十一条の二 免許法第九条の二 に規定する免許状の有効期間の更新及び延長に関しては、この章の定めるところによる。

第六十一条の三 免許法第九条の二第三項 に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第六十一条の四 免許管理者は、免許法第九条の二第一項 の規定による申請をした者（免許法第九条の三第三項 各号に掲げる者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。）であるときは、免許法第九条の二第三項 の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

- 一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭
- 二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
- 三 免許状更新講習の講師
- 四 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
- イ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項 に規定する国立大学法人及び同条第三項 に規定する大学共同利用機関法人
- ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項 に規定する公立大学法人
- ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 に規定する学校法人
- ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの
- 五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

第六十一条の五 免許法第九条の二第五項 の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
- 二 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となつていること。

- 三 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
- 四 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
- 五 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（免許法 別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状をいう。）を有している者に限る。）。
- 六 教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了の日までの期間が二年二月未満であること。
- 七 前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

第六十一条の六 免許管理者は、免許法第九条の二第五項 に規定する相当の期間を定めるに当たっては、免許法第九条の三第四項 の規定により免許状更新講習を受けることができない場合並びに前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事由による場合にあっては、当該事由がなくなつた日から起算して二年二月を超えない範囲内で、同条第六号に掲げる事由による場合にあっては、教育職員として任命され、又は雇用された日から起算して二年二月を超えない範囲内で定めなければならない。

第六十一条の七 免許法第九条の二第一項 に規定する申請は、当該申請に係る普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までにしなければならない。

第六十一条の八 前条の申請をしようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条第一項第二号 に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。

- 一 教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十一条の九 免許法第九条の二第五項 に規定する有効期間の延長は、当該有効期間の延長に係る普通免許状又は特別免許状を有する者の申請により行うものとする。

- 2 前項の申請は、普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までに、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。

第六十一条の十 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長し

たときは、その免許状を有する者に対して、普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新又は延長に関する証明書を発行しなければならない。

第七章の三 免許状更新講習

第六十一条の十一 免許状更新講習に関し必要な事項は、免許法 に定めるもののほか、免許状更新講習規則 の定めるところによる。

第十一章 雑則

第六十五条の七 免許法第二条第二項 に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて教育職員以外の者とする。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の職員
- 二 教育委員会又は教育委員会の所管に属する教育機関（前号に規定するものを除く。）の職員
- 三 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人法第二条第一項 に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第六十八条第一項 に規定する公立大学法人若しくは私立学校法第三条 に規定する学校法人の役員若しくは職員となつている者

第六十五条の八 免許法第五条第二項 、第六条第四項（免許法 附則第五項 後段、第九項後段及び第十八項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）、第九条第四項括弧書（免許法 附則第五項 後段、第九項後段及び第十八項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）及び第十六条の二第二項（第十六条の三第三項、第十六条の四第四項及び第十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第六十五条の九 免許法第五条第二項 、第六条第四項、第九条第四項括弧書及び第十六条の二第二項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号 に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修するものとする。

- 一 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第七十三条の三 免許法第七条第四項 に規定する証明書の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

第七十三条の四 第六十一条の十に規定する有効期間の更新又は延長に関する証明書の様式は、それぞれ別記第五号様式及び別記第六号様式のとおりとする。

第七十四条 免許法第八条 の原簿は、免許法第四条 及び第四条の二第一項 の規定による免許状、免許法第十六条の三第一項 の規定による中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状、免許法第十六条の四第一項 の規定による高等学校教諭の普通免許状並びに第六十三条、第六十三条の二及び第六十五条の五の規定による特別支援学校の自立教科又は自立活動の教員の免許状の種類に応じて作製しなければならない。

2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項 又は第十七条第一項 に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定め年月日を含む。）及び授与条件その他必要と認める事項を記載しなければならない。

【旧免許状に関する規定】

附 則（平成二〇年三月三十一日 文部科学省令第九号） 抄

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、教育職員免許法施行規則附則第十四項の改正規定については、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 教育職員免許法施行規則第六十一条の四第六号、次条第四号及び第十条第一項第六号の文部科学大臣が定める者は、この省令の施行前においても定めることができる。

第三条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する教育の職にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 校長、副校長又は教頭
- 二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
- 三 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
- 四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

第四条 改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第五条 改正法附則第二条第三項第一号に規定する文部科学省令で定める年度の末日は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 平成二十三年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者（改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者をいう。以下同じ。）
平成二十三年三月三十一日
- 二 平成二十四年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成二十四年三月三十一日
- 三 平成二十五年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成二十五年三月三十一日
- 四 平成二十六年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成二十六年三月三十一日
- 五 平成二十七年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成二十七年三月三十一日
- 六 平成二十八年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成二十八年三月三十一日
- 七 平成二十九年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成二十九年三月三十一日
- 八 平成三十年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成三十年三月三十一日
- 九 平成三十一年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成三十一年三月三十一日
- 十 平成三十二年三月三十一日において、満三十五歳以下、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成三十二年三月三十一日

2 栄養教諭の普通免許状を有する旧免許状所持者の改正法附則第二条第三項第一号に規定する文部科学省令で定める年度の末日は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 平成十八年三月三十一日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者
平成二十八年三月三十一日
- 二 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者
平成二十九年三月三十一日
- 三 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者
平成三十年三月三十一日
- 四 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者
平成三十一年三月三十一日

第六条 改正法附則第二条第三項第三号に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

- 2 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。附則第十二条において「昭和二十九年改正法」という。）附則第十項ただし書に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第七条 改正法附則第二条第四項前段の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上
の病気休暇（九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、
産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
- 二 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
- 三 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずる
ものにおいて教育に従事していること。
- 四 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
- 五 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課
程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係
る基礎となる免許状（免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七
の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許
状をいう。）を有している者に限る。）。
- 六 教育職員として任命され、又は雇用された日から改正法附則第二条第三項に規定する修
了確認期限（以下単に「修了確認期限」という。）までの期間が二年二月未満であること。
- 七 前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があるこ
と。

- 2 改正法附則第二条第四項後段に規定する文部科学省令で定める事由は、次の各号に掲げ
る事由とする。

- 一 改正法附則第二条第二項に規定する旧免許状所持現職教員（以下単に「旧免許状所持現
職教員」という。）が平成二十一年四月一日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受
けたこと。
- 二 修了確認期限が、旧免許状所持現職教員の有する普通免許状又は特別免許状の授与の日
（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号。以下、本号において「一
部改正法」という。）附則第五条並びに第六条第一項及び第二項の規定により、一部改正法
の施行の日において一部改正法第二条の規定による改正後の教育職員免許法の規定による免
許状の授与を受けたものとみなされる場合（当該施行の日以後に普通免許状又は特別免許状
の授与を受けた場合を除く。）にあっては、一部改正法第二条の規定による改正前の教育職
員免許法の規定により免許状の授与を受けた日）の翌日から起算して十年を超えない日であ
ること（前号に該当する者を除く。）。
- 三 附則第五条第一項第一号に掲げる者（平成二十二年の末日において免許状更新講習の課
程を修了していないものに限る。）であること。

第八条 免許管理者は、改正法附則第二条第四項に規定する期間を定めるに当たっては、次

の各号に掲げる事由の区分に応じ、次の各号に定める期間の範囲内において定めなければならない。

- 一 免許法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないこと並びに前条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事由 当該事由がなくなった日から起算して二年二月
- 二 前条第一項第六号に掲げる事由 修了確認期限の延期を受けようとする者が教育職員として任用され、又は雇用された日から起算して二年二月
- 三 前条第二項第一号及び第二号に掲げる事由 修了確認期限の延期を受けようとする者の有する普通免許状又は特別免許状の授与の日（普通免許状又は特別免許状を二以上有する者にあつては、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日）の翌日から起算して十年
- 四 前条第二項第三号に掲げる事由 二月

第九条 次の各号に掲げる事項については、旧免許状所持者（第三号及び第四号に掲げる事項については旧免許状所持現職教員に限る。）の申請により行うものとする。

- 一 更新講習修了確認
 - 二 改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認
 - 三 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期
 - 四 改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定
- 2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出しなければならない。
- 3 第一項の申請（同項第二号に規定する確認に係るものを除く。）は、修了確認期限の二月前までに行わなければならない。

第十条 免許管理者は、前条第一項第四号に規定する認定に係る申請をした旧免許状所持現職教員が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。）であるときは、改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

- 一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭
- 二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
- 三 免許状更新講習の講師
- 四 附則第三条第三号に規定する者のうち、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
- 五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

2 前項の規定による認定を受けた旧免許状所持現職教員は、その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた者とみなす。

第十一条 更新講習修了確認を受けようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。

- 一 教諭の職にある者 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の職にある者 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の職にある者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第十二条 昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

第十三条 免許管理者は、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認を行ったときは、その旨を当該確認に係る免許状を有する者及びその免許状を授与した授与権者（免許法第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。以下本項において同じ。）に、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定を行ったときは、その旨を当該認定に係る免許状を有する者、その者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認若しくは改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定を行ったとき、又は前項の通知を受けたときは、当該確認若しくは当該認定又は当該通知に係る免許状を授与した授与権者（免許法第五条第七項に規定する授与権者をいう。）は、その旨を免許法第八条第一項に規定する原簿に記入しなければならない。

第十四条 この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときにあつては延期後の修了確認期限）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定め年月日を含む。）、授与条件並びにその者が有する他の免許状その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第十五条 免許管理者は、附則第九条第一項各号に掲げる行為を行ったときは、当該各号に掲げる行為に係る免許状を有する者に対して、その旨の証明書を発行しなければならない。

第十六条 旧免許状所持者に授与される普通免許状の様式は、改正後の教育職員免許法施行規則別記第一号様式にかかわらず、なお従前の例による。

免許状更新講習規則（平成二十年三月三十一日文科省令第十号）

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第九条の三第一項、同項第一号、第二号ロ及び第四号、同条第三項第一号及び第二号並びに同条第六項の規定に基づき、免許状更新講習規則を次のように定める。

（講習開設者の資格）

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号。以下「免許法」という。）第九条の三第一項各号列記以外の部分に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関、免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関並びに教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。第九条第一項第一号において「免許法施行規則」という。）第六十四条第一項の表の下欄及び同条第二項の表の第四欄に規定する特別支援学校の教員養成機関
- 二 都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の教育委員会
- 三 国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関
- 四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が指定する者

（認定の申請）

第二条 大学又は前条各号に掲げる者が、開設しようとする講習について、免許法第九条の三第一項の規定による文部科学大臣の認定を受けようとするときは、講習開始二月前までに、当該講習に関し次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 講習の名称
- 二 会場
- 三 期間
- 四 受講予定人員及び受講対象者
- 五 講習の内容及び時間
- 六 講師の氏名、主要職歴及び担当講習
- 七 修了の認定（免許法第九条の三第一項第三号に規定する修了の認定をいう。以下次号及び第六条において「修了認定」という。）の時期
- 八 修了認定の方法
- 九 その他開設しようとする者において必要と認める事項

（変更の届出）

第三条 免許状更新講習の開設者が、前条第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

(講習の内容)

第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項
- 二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

2 前項第一号及び第二号に規定する事項の詳細な内容は、文部科学大臣が別に定める。

(講習の講師)

第五条 免許法第九条の三第一項第二号ロに規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 第一条第一号に掲げる者の職員であつて、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を担当している者
- 二 大学又は大学共同利用機関の職員であつて、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項について教授し、又は研究に従事している者
- 三 第一条第二号に掲げる者の職員であつて、学校教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- 四 文部科学大臣が前三号に掲げる者に準ずる者として認める者

(修了認定の方法及び基準)

第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、文部科学大臣が別に定める。

(運営)

第七条 免許状更新講習の開設者は、適切な方法により、自ら実施する免許状更新講習の内容等に関する受講者の意向を把握し、当該意向を適切に反映するよう努めなければならない。

2 免許状更新講習の開設者は、免許状更新講習を行った後、当該免許状更新講習の運営状況、効果等について評価を行い、その結果に基づき当該免許状更新講習の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その水準の向上に努めなければならない。

3 免許状更新講習の開設者は、前項の評価を行った後、遅滞なく、当該評価の結果を文部科学大臣に報告するものとする。

(認定の取消)

第八条 免許状更新講習の開設者が、第三条から前条までの規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。

(講習を受講できる者)

第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者

は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

- 一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下次項第一号において「学校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する者
- 二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
- 三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
- イ 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人
- ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの
- 四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

- 一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であつた者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）
- 二 次に掲げる施設に勤務する保育士
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項に規定する認定こども園
- ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所
- ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）
- 三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者

（文部科学大臣による免許状更新講習の実施）

第十条 文部科学大臣は、免許法第九条の三第一項の認定を受けた者がいないとき、免許状

更新講習の開設者が天災その他の事由により免許状更新講習に関する事務の全部又は一部を実施することが困難となったときその他必要があると認めるときは、免許状更新講習に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

附 則

- 1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定の適用については、当分の間、同条中「二月」とあるのは「三月」とする。
- 3 免許法附則第八項ただし書若しくは第十二項ただし書に規定する者又は教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。次項において「改正法」という。）附則第十項ただし書に規定する者であつて、第九条第一項各号に該当する者は、当分の間、第九条第一項の規定にかかわらず、免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者とする。
- 4 免許法附則第八項ただし書若しくは第十二項ただし書に規定する者又は改正法附則第十項ただし書に規定する者であつて、第九条第二項各号に該当する者は、当分の間、第九条第二項の規定にかかわらず、免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者とする。